

平成23年3月17日(14:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室  
 災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899)  
 救助係長 吉田 卓郎(内線2819)  
 (代表電話)03(5253)1111  
 (直通電話)03(3595)2614

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について  
 (第10報)

1. 災害の概要

東北地方太平洋沖を震源とする地震により、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県は災害救助法の適用を決定した。

また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要があるため、東京都は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【岩手県】			
宮古市(みやこし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いている。岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
大船渡市(おおふなとい)	"		
久慈市(くじ)	"		
陸前高田市(りくぜんたかた)	"	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
釜石市(かまいし)	"		
上閉伊郡大槌町(かみへいぐんおおつちちょう)	"		
下閉伊郡山田町(しもへいぐんやまだまち)	"		
下閉伊郡岩泉町(しもへいぐんいわいずみちょう)	"		
下閉伊郡田野畠村(しもへいぐんのたむら)	"		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【岩手県】			
下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら)	〃	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう)	〃		
盛岡市 (もりおかし)	〃		
花巻市 (はなまきし)	〃		
北上市 (きたかみし)	〃		
遠野市 (とおのし)	〃		
一関市 (いちのせきし)	〃		
二戸市 (にのへし)	〃		
八幡平市 (はちまんたいし)	〃		
奥州市 (おうしゅうし)	〃		
岩手郡雫石町 (いわてぐんしづくいしちょう)	〃		
岩手郡葛巻町 (いわてぐんくずまきまち)	〃		
岩手郡岩手町 (いわてぐんいわてまち)	〃		
岩手郡滝沢村 (いわてぐんたきざわむら)	〃		
紫波郡紫波町 (しづわぐんしづわちょう)	〃		
紫波郡矢巾町 (しづわぐんやはばちょう)	〃		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【岩手県】			
和賀郡西和賀町 (わがぐんにしわがまち)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いている。岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある。避難して継続的に救助が必要となっている。	
胆沢郡金ヶ崎町 (いさわぐんかながさきちょう)	〃	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
西磐井郡平泉町 (にしいわいぐんひらいたちょう)	〃		
東磐井郡藤沢町 (ひがしいわいぐんふじわとう)	〃		
気仙郡住田町 (けせんぐんすみたちょう)	〃		
九戸郡軽米町 (くのへぐんかるまいちょう)	〃		
九戸郡九戸村 (くのへぐんくのむら)	〃		
二戸郡一戸町 (にのへぐんいちのへまち)	〃		
【宮城県】			
仙台市 (せんだいし)	〃		
石巻市 (いしのまさき)	〃		
塩竈市 (しおがまし)	〃		
気仙沼市 (けせんぬまし)	〃		
白石市 (しろいし)	〃		
名取市 (なとりし)	〃		
角田市 (かくだし)	〃		
多賀城市 (たがじょうし)	〃		
岩沼市 (いわぬまし)	〃		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【宮城県】			
登米市 (とめい)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
栗原市 (くりはらし)	"	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
東松島市 (ひがしましまい)	"		
大崎市 (おおさきし)	"		
刈田郡蔵王町 (かたぐんざおうまち)	"		
柴田郡大河原町 (しばたぐんおおがわらまち)	"		
柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち)	"		
亘理郡亘理町 (わたりぐんわたりちょう)	"		
亘理郡山元町 (わたりぐんやまもとちょう)	"		
宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち)	"		
宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはままち)	"		
宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちょう)	"		
黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちょう)	"		
黒川郡富谷町 (くろかわぐんとみやまち)	"		
黒川郡大衡村 (くろかわぐんおおひらむら)	"		
遠田郡涌谷町 (とおだぐんわくやちょう)	"		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【宮城県】 牡鹿郡女川町 (おしかぐんおながわちょう)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
本吉郡南三陸町 (もとよしぐんみなみさんりくちょう)	"		
刈田郡七ヶ宿町 (かたぐんしちかしゅくまち)	"		
柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち)	"		
柴田郡柴田町 (しばたぐんしばたまち)	"		
伊具郡丸森町 (いぐぐんまるもりまち)	"		
黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちょう)	"		
加美郡色麻町 (かみぐんしきまちょう)	"		
加美郡加美町 (かみぐんかみまち)	"		
遠田郡美里町 (とおだぐんみさとまち)	"		
【東京都】			
千代田区 (ちよだく)	"		
中央区 (ちゅうおうく)	"		
港区 (みなとく)	"		
新宿区 (しんじゅくく)	"		
文京区 (ぶんきょうく)	"		
台東区 (たいとうく)	"		
墨田区 (すみだく)	"		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【東京都】			
江東区 (こうとうく)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いている。岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある。避難して継続的に救助が必要となっている。	
品川区 (しながわく)	"		
目黒区 (めぐろく)	"		
大田区 (おおたく)	"	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
世田谷区 (せたがやく)	"		
渋谷区 (しぶやく)	"		
中野区 (なかのく)	"		
杉並区 (すぎなみく)	"		
豊島区 (としまく)	"		
北区 (きたく)	"		
荒川区 (あらかわく)	"		
板橋区 (いたばしく)	"		
練馬区 (ねりまく)	"		
足立区 (あだちく)	"		
葛飾区 (かつしかく)	"		
江戸川区 (えどがわく)	"		
八王子市 (はちおうじし)	"		
立川市 (たちかわし)	"		
三鷹市 (みたかし)	"		
青梅市 (おうめし)	"		
府中市 (ふちゅうし)	"		
昭島市 (あきしまし)	"		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【東京都】			
調布市 (ちょうふし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
町田市 (まちだし)	"	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
小金井市 (こがねいし)	"		
小平市 (こだいらし)	"		
日野市 (ひのし)	"		
東村山市 (ひがしむらやまし)	"		
国分寺市 (こくぶんじ)	"		
国立市 (くにたちし)	"		
福生市 (ふっさし)	"		
東大和市 (ひがしやまとし)	"		
清瀬市 (きよせし)	"		
多摩市 (たまし)	"		
稲城市 (いなぎし)	"		
羽村市 (はむらし)	"		
あきる野市 (あきるのし)	"		
西東京市 (にしどきょうし)	"		
西多摩郡瑞穂町 (にしたまぐんみずほまち)	"		
武藏野市 (むさのし)	"		
【福島県】			
福島市 (ふくしまし)	"		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【福島県】			
会津若松市 (あいづわかまつ)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
郡山市 (こおりやまし)	〃		
いわき市 (いわき)	〃	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
白河市 (しらかわし)	〃		
須賀川市 (すかがわし)	〃		
喜多方市 (きたかたし)	〃		
相馬市 (そうまい)	〃		
二本松市 (にほんまつし)	〃		
田村市 (たむらし)	〃		
南相馬市 (みなみそうまい)	〃		
伊達市 (だてし)	〃		
本宮市 (もとみやし)	〃		
伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち)	〃		
伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち)	〃		
伊達郡川俣町 (だてぐんかわまたまち)	〃		
安達郡大玉村 (あだちぐんおおたまむら)	〃		
岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみしまち)	〃		
岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえいむら)	〃		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【福島県】			
耶麻郡磐梯町 (やまぐんばんだいまち)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いている。岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある。避難して継続的に救助が必要となっている。	
耶麻郡猪苗代町 (やまぐにいなわしろまち)	〃	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
河沼郡会津坂下町 (かわぬまぐんあいづばんげまち)	〃		
河沼郡湯川村 (かわぬまぐんゆがわむら)	〃		
大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいづみさとまち)	〃		
西白河郡西郷村 (にしらかわぐんにしうらむら)	〃		
西白河郡泉崎村 (にしらかわぐんいずみさきむら)	〃		
西白河郡中島村 (にしらかわぐんなかじまむら)	〃		
西白河郡矢吹町 (にしらかわぐんやぶきまち)	〃		
東白川郡棚倉町 (ひがしらかわぐんたなぐらまち)	〃		
東白川郡矢祭町 (ひがしらかわぐんやまつりまち)	〃		
石川郡石川町 (いしかわぐんいしかわまち)	〃		
石川郡玉川村 (いしかわぐんたまかわむら)	〃		
石川郡平田村 (いしかわぐんひらたむら)	〃		
石川郡浅川町 (いしかわぐんあさかわまち)	〃		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【福島県】			
石川郡古殿町 (いしかわぐんふるどのまち)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いている。岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある。避難して継続的に救助が必要となっている。	
田村郡三春町 (たむらぐんみはるまち)	"	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
田村郡小野町 (たむらぐんおのまち)	"		
双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち)	"		
双葉郡檜葉町 (ふたばぐんならはまち)	"		
双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかまち)	"		
双葉郡川内村 (ふたばぐんかわうちむら)	"		
双葉郡大熊町 (ふたばぐんおおくままち)	"		
双葉郡双葉町 (ふたばぐんふたばまち)	"		
双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち)	"		
双葉郡葛尾村 (ふたばぐんかつらおむら)	"		
相馬郡新地町 (そうまぐんしんぢまち)	"		
相馬郡飯館村 (そうまぐんいいたむら)	"		
※南会津郡下郷町 (みなみあいづぐんしもごうまち)	"		
※南会津郡南会津町 (みなみあいづぐんみなみあいづまち)	"		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【福島県】			
※南会津郡檜枝岐村 (みなみあいづぐんひのえまたむら)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いている。岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある。避難して継続的に救助が必要となっている。	
※南会津郡只見町 (みなみあいづぐんただみまち)	〃	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
※耶麻郡北塩原村 (やまぐんきたしおばらむら)	〃		
※耶麻郡西会津町 (やまぐんにしあいづまち)	〃		
※河沼郡柳津町 (かわぬまぐんやないづまち)	〃		
※大沼郡三島町 (おおぬまぐんみしままち)	〃		
※大沼郡金山町 (おおぬまぐんかなやままち)	〃		
※大沼郡昭和村 (おおぬまぐんしょうわむら)	〃		
※東白川郡塙町 (ひがしらかわぐんはなわまち)	〃		
※東白川郡鮫川村 (ひがしらかわぐんさめがわむら)	〃		
【青森県】			
八戸市 (はちのへし)	〃		
上北郡おいらせ町 (かみきたぐんおいらせちょう)	〃		
【茨城県】			
水戸市 (みとし)	〃		
日立市 (ひたちし)	〃		
土浦市 (つちうらし)	〃		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【茨城県】			
石岡市 (いしおかし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
龍ヶ崎市 (りゅうがさき)	"	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
下妻市 (しもつまし)	"		
常総市 (じょうそうし)	"		
常陸太田市 (ひたちおおたし)	"		
高萩市 (たかはぎし)	"		
北茨城市 (きたいばらきし)	"		
笠間市 (かさまし)	"		
取手市 (とりでし)	"		
牛久市 (うしくし)	"		
つくば市 (つくばし)	"		
ひたちなか市 (ひたちなかし)	"		
鹿嶋市 (かしまし)	"		
潮来市 (いたこし)	"		
常陸大宮市 (ひたちおおみやし)	"		
かすみがうら市 (かすみがうらし)	"		
桜川市 (さくらがわし)	"		
神栖市 (かみすい)	"		
行方市 (なめがたし)	"		
鉾田市 (ほこたし)	"		

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【茨城県】			
つくばみらい市 (つくばみらい)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いている。岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある。避難して継続的に救助が必要となっている。	
小美玉市 (おみたまし)	〃	また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
東茨城郡茨城町 (ひがいばらきぐんいばらきまち)	〃		
東茨城郡大洗町 (ひがいばらきぐんおおあらいまち)	〃		
東茨城郡城里町 (ひがいばらきぐんしろさとまち)	〃		
那珂郡東海村 (なかぐんとうかいむら)	〃		
久慈郡大子町 (くじぐんだいごまち)	〃		
稲敷郡阿見町 (いなしきぐんあみまち)	〃		
那珂市 (なかし)	〃		
稲敷郡美浦村 (いなしきぐんみほら)	〃		
稲敷郡河内町 (いなしきぐんかわちまち)	〃		
筑西市 (ちくせいし)	〃		
稲敷市 (いなしき)	〃		
北相馬郡利根町 (きたそうまぐんとねまち)	〃		
【栃木県】			
宇都宮市 (うつのみやし)	〃		
※小山市 (おやまし)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【栃木県】			
※真岡市 (もおかし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
※大田原市 (おおたわらし)	〃		
※矢板市 (やいたし)	〃		
※那須烏山市 (なすからくまし)	〃		
※さくら市 (さくらし)	〃		
※那須塩原市 (なすしおばらし)	〃		
※芳賀郡益子町 (はがぐんまいまち)	〃		
※芳賀郡茂木町 (はがぐんもぎまち)	〃		
※芳賀郡市貝町 (はがぐんいちかいまち)	〃		
※芳賀郡芳賀町 (はがぐんはがまち)	〃		
※塩谷郡高根沢町 (しおやぐんたかねざわまち)	〃		
※那須郡那須町 (なすぐんなすまち)	〃		
※那須郡那珂川町 (なすぐんなかかわまち)	〃		
【千葉県】			
旭市 (あさひ)	〃		
香取市 (かとりし)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【千葉県】  山武市 (さんむい)  山武郡九十九里町 (さんぶぐんくじゅうくりまち)	3月11日 〃	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県及び千葉県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

<注>※は今回適用分

## 2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置、炊出しその他による食品の給与 等